

山口県東部森林組合

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年7月1日～2029年6月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 <次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

社員一人当たりの有給休暇取得率 30%を目指します。

<実施時期・取組内容>

- 2024年8月～ 業務に支障のない範囲で制度を周知し、取得しやすい環境を整えます。
※基準日が1月1日のため毎年6月頃取得率の少ない従業員に取得を促します。

目標2 <次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

男性社員の育児休業の取得を促進します。

<実施時期・取組内容> 次世代育成支援対策推進法に基づく目標

- 2024年7月～ 男性職員の育児休業取得に関する制度や当組合の取得事例について周知します。
男性職員の仕事と育児の両立に関する意見交換会を年1回程度開催します。
男性社員の育児休業取得者及びその上司の体験談を組合内で共有します。

目標3 <女性活躍推進法に基づく目標>

管理職に占める女性の割合を引き上げていきます。

<実施時期・取組内容> 女性活躍推進法に基づく目標

- 2024年7月～ 役職別に公平さを重視した人事評価制度を目指します。
教育・研修（外部セミナー等の参加）を実施します。